

和解について(損害賠償請求事件)

相模原市立中学校で体育の授業中に発生した事故に係る損害賠償請求事件(横浜地方裁判所相模原支部平成30年(ワ)第346号)について、次のとおり和解する。

令和2年3月9日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、平成27年10月23日に行われていた相模原市立中学校の体育の授業におけるソフトボールの試合において、打者が空振りした際に持っていた金属バットが飛び、当該バットが待機場所で待機していた相手方の頭部を直撃したことにより相手方が負傷し、後遺障害を負った事故(以下「本件事故」という。)に対する和解金として金3,000万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。
- (3) 相手方は、本市に対して、本件事故の経緯及び和解条項の内容を正当な理由なく第三者に口外しないことを約束する。
- (4) 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の方法

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第89条の規定による訴訟上の和解により行う。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本件事故を原因とし、平成30年8月4日に本市に対し、本件事故による後遺症損害、慰謝料及び弁護士費用46,803,774円の支払を

求める訴えを横浜地方裁判所相模原支部に提起した(平成30年(ワ)第346号損害賠償請求事件)。

(2) 令和元年12月25日に横浜地方裁判所相模原支部から本市及び相手方に対し、民事訴訟法第89条の規定による和解の試みがなされ、令和2年1月7日に和解案が提示された。

提案の理由

市立中学校の体育の授業中に発生した事故に係る損害賠償請求事件(横浜地方裁判所相模原支部平成30年(ワ)第346号)について和解いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。